



Conservation of Arctic Flora and Fauna



Arctic Migratory Birds Initiative

CAFF 戦略シリーズ報告書第 30 号
2021 年 1 月改訂版日本語抄訳

北極渡り鳥イニシアティブ (AMBI): The Arctic Migratory Birds Initiative

作業計画 2019-2025 (改訂版)

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ及び中央アジア地域フライウェイ



ARCTIC COUNCIL

北極圏植物相・動物相保存作業部会（CAFF）は、北極評議会の生物多様性作業部会である。

CAFF参加機関：

- ・ ノルウェー：Norwegian Environment Agency, Trondheim, Norway
- ・ カナダ：Environment Canada, Ottawa, Canada
- ・ デンマーク王国：Faroese Museum of Natural History, Tórshavn, Faroe Islands (Kingdom of Denmark)
- ・ フィンランド：Finish Ministry of the Environment, Helsinki, Finland
- ・ アイスランド：Icelandic Institute of Natural History, Reykjavik, Iceland
- ・ グリーンランド：Ministry of Foreign Affairs, Greenland
- ・ ロシア連邦：Russian Federation Ministry of Natural Resources, Moscow, Russia
- ・ スウェーデン：Swedish Environmental Protection Agency, Stockholm, Sweden
- ・ 米国：United States Department of the Interior, Fish and Wildlife Service, Anchorage, Alaska

CAFF恒久参加団体：

- ・ Aleut International Association (AIA)
- ・ Arctic Athabaskan Council (AAC)
- ・ Gwich'in Council International (GCI)
- ・ Inuit Circumpolar Council (ICC) – Greenland, Alaska and Canada
- ・ Russian Indigenous Peoples of the North (RAIPON)
- ・ Saami Council

CAFFのArctic Migratory Birds Initiative (AMBI)に関する詳細は

次のURL参照：www.caff.is/ambi

詳細情報入手先：

CAFF International Secretariat

Borgir, Nordurlod

600 Akureyri, Iceland

Phone: +354 462-3350

Fax: +354 462-3390

www.caff.is

Facebook @CAFFS

Twitter @CAFFSecretariat

Instagram @caff_arctic_biodiversity



— CAFF 登録地域

本文書引用の際の文献参照記載事項：

CAFF. 2019. Arctic Migratory Birds Initiative (AMBI): Workplan 2019-2025. CAFF Strategies Series No. 30. Conservation of Arctic Flora and Fauna, Akureyri, Iceland. ISBN: 978-9935-431-79-0.

表紙写真：コオバシギ 撮影者：Morten Ekker

レイアウト：Courtney Price

本文書の著作権は the Creative Commons Attribution-NonCommercial ShareAlike 4.0 International License に基づく。著作権の内容は以下のサイト参照のこと。<http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/>

写真の著作権は全て個別であり、利用に際しては著作権所有者との直接の合意に基づくべきこと。

日本語版編集・発行：環境省自然環境局野生生物課
東京都千代田区霞が関1-2-2 Tel 03-5521-8284

翻訳・編集協力：NPO法人ラムサール・ネットワーク日本

教育や非商業目的の利用の場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なしで全部あるいは一部を複製することができます。許可なしでの商業的利用を禁止します。

The Arctic Migratory Birds Initiative



北極渡り鳥イニシアティブ

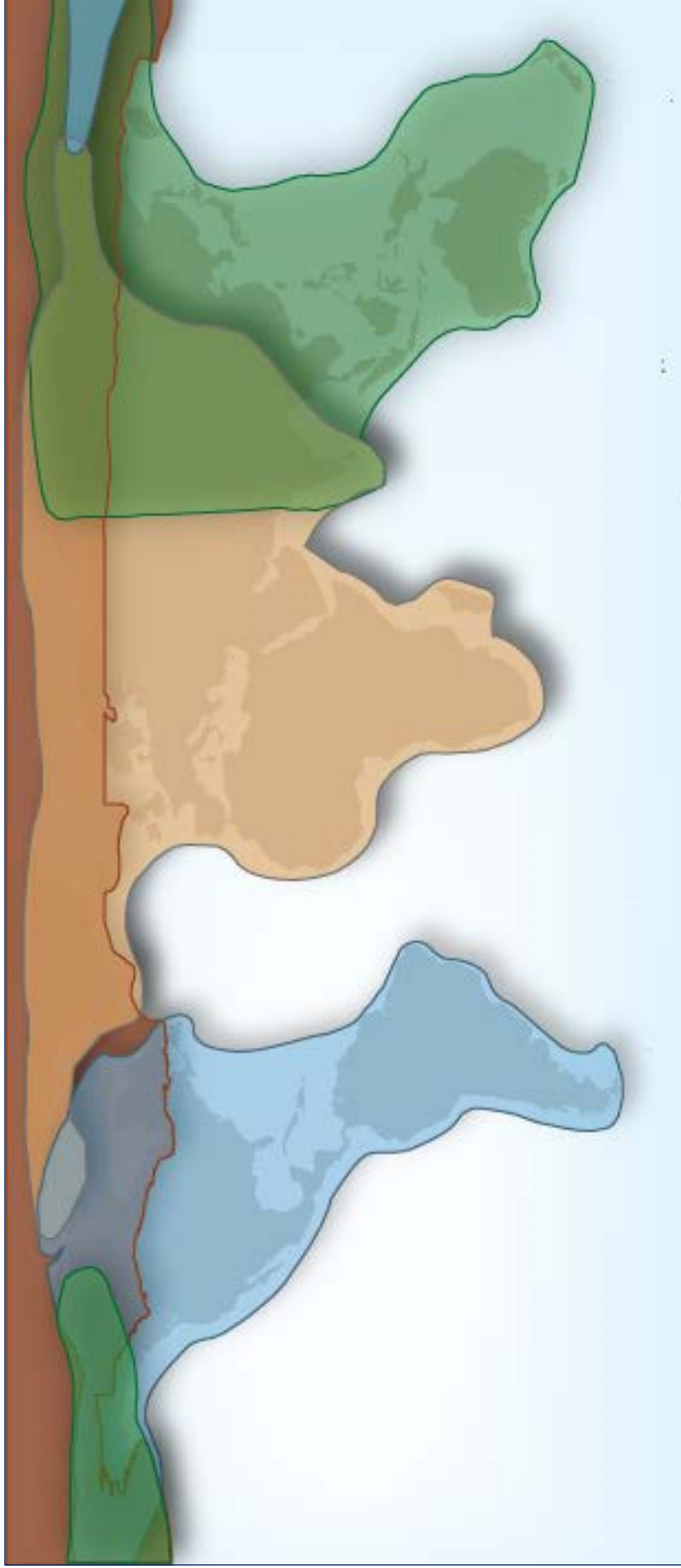
目次

北極渡り鳥イニシアティブ (AMBI)	5
はじめに・沿革	5
AMBIの組織、実施体制、モニタリング及び評価	5
他のイニシアティブとの関連	6
AMBIの保全実施にあたっての優先種	9
アフリカ・ユーラシア地域フライウェイ作業計画	12
南北アメリカ地域フライウェイ作業計画	18
周極地域フライウェイ作業計画	34
東アジア・オーストラリア地域フライウェイ及び中央アジア地域フライウェイ作業計画	42
はじめに	42
保護優先種と保全の課題	43
目標と行動	44
行動のまとめ	52

この文書はCAFF戦略シリーズ報告書第30号「北極渡り鳥イニシアティブ (AMBI) 作業計画2019-2023」の2021年1月改訂に基づく東アジア・オーストラリア地域及び中央アジア地域フライウェイに関する部分を抜き出した抄訳である。他の個別フライウェイに関する作業計画の具体的項目を省いたが、上記目次では東アジア・オーストラリア地域及び中央アジア地域フライウェイ作業計画の位置づけを確認するため、他のフライウェイについても名称のみ残した。また、「行動のまとめ」では、他の個別フライウェイにおける行動を削除した。2021年1月の改訂は2020-2021AMBI中間評価に基づくものである。

改訂前の作業計画全文は以下よりダウンロード可能である。

<https://www.caff.is/strategies-series/467-the-arctic-migratory-birds-initiative-work-plan-2019-2023>



AMBI における 4 つのフライウェイ

■ 南北アメリカ地域フライウェイ

■ 周極地域フライウェイ

■ 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ
及び中央アジア地域フライウェイの一部

■ アフリカ・ユーラシア地域フライウェイ

北極渡り鳥イニシアティブ (AMBI)

はじめに・沿革

北極渡り鳥イニシアティブ (AMBI) は、北極評議会の生物多様性作業部会である北極圏植物相・動物相保存作業部会 (CAFF) のプロジェクトである。AMBIは、減少しつつある北極圏で繁殖する渡り鳥の保全状況を改善し、長期にわたって確実に持続可能となることを目指して策定された。AMBIは人々が共有する天然資源・文化財保全を通じて、渡り鳥が生計と精神の源であるような社会にとってもプラスの影響を与えることができるであろう。

2013年の北極生物多様性評価によると、北極圏の多くの移動性の種、特に東アジア・オーストラリア地域のフライウェイを使う渡り鳥が、北極圏の外で、乱獲や生息地の改変という脅威にさらされている。AMBIは、北極生物多様性評価の勧告8「広範囲に渡る移動性種の越冬地及び中継地並びにフライウェイとその他の渡り経路において、多くの渡り性の種の生息地の劣化や乱獲などの脅威を軽減する」の実施を提案している。

AMBIでは、次の4つのフライウェイでの活動を計画している。

- ▶ アフリカ・ユーラシア地域フライウェイ
- ▶ 南北アメリカ地域フライウェイ
- ▶ 周極地域フライウェイ
- ▶ 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ及び中央アジア地域フライウェイ

AMBIでは世界中の専門家とともに、上述の各フライウェイ地域における AMBI 保護優先種の保全のために優先すべき必要な行動を取りまとめた作業計画を、それぞれのフライウェイにおいて策定した。AMBIは、現行の保全プログラムに付加価値をもたらすこと、又は現在過小評価されている問題に取り組むことを目的としている。これらフライウェイ作業計画はそれぞれ独立したものであるが、すべてのフライウェイに関係する横断的なテーマもある。2018年にフィンランド・ロヴァニエミで開催された AMBI 作業計画策定準備会合において、AMBIの代表者及び専門家は、すべてのフライウェイで実施されるべき行動として、次の4つの横断的な取組みを特定し、それらの取組みが作業計画に反映されている。

1. 各フライウェイ及び全フライウェイにおけるデータの共有と標準化の推進
2. 気候変動、汚染、海運、漁業、インフラ構築、生息地の破壊、乱獲等が、北極圏で繁殖する渡り鳥の個体群に及ぼす累積効果の評価
3. 北極圏で繁殖する渡り鳥の非北極圏に位置する国 (以下、「非北極圏国」とする) における保全活動に対し、大使館との組織的な協力やその他の外交努力を通じて行う支援
4. 北極圏で繁殖する渡り鳥を支える湿地同士の、経験や専門知識の共有に対する支援

この作業計画は特定の課題や保護優先種に対応しているが、AMBIでは北極圏で繁殖する渡り鳥の種全ての保全に関心を寄せていることに留意することが重要である。焦点を当てる種や課題は、今後新たな、又はより困難な保全上の懸念に対処するため、必要に応じて変更される可能性がある。北極圏で繁殖する渡り鳥の保全を前進させる思いがけない好機が生じた場合には、AMBIはそのチャンスを最大限利用することとする。

本文書は、「AMBI作業計画2015-2019」(以下「AMBIフェーズ1」)及びその中間評価、またそれらを踏まえた専門家会議に基づいている。

AMBIの組織、実施体制、モニタリング及び評価

AMBIは、CAFFのプロジェクトとしてCAFF管理委員会の指導及び指示のもとにあり、北極評議会の組織、プロセス及び報告手順に組み込まれている。

AMBIは、関心を持つ北極評議会の加盟国及び主要なプロジェクトパートナー団体で構成される運営グループの指導を受ける。この運営グループがAMBI全体の方向性と実施に責任を負う。

各フライウェイは、加盟国及びオブザーバー国の代表、プロジェクトパートナー等から成るフライウェイ委員会が代表を務める。フライウェイ委員会の委員は、それぞれの作業計画の策定にあたって助言することが求められる。

AMBIの実施を率いるのは、フライウェイコーディネーター(数名)とAMBIグローバルコーディネーター(1名)である。この組織が作業計画の実施、資金調達、継続的なフォローアップの基本となる。フライウェイコーディネーターは、AMBIの実施に関する定期的な報告、フィードバック、またプロジェクトパートナーやCAFF管理委員会、北極評議会の間の調整を行う。

AMBIに関心を持つパートナーの参加は拡大し続けており、AMBIはあらゆる当事国、特に北極評議会の恒久参加団体との継続的な協力を歓迎している。

作業計画では、AMBIの目標達成のために、CAFF参加国、CAFF管理委員会、オブザーバー国、CAFF事務局は次のような活動を行う必要があるとしている。

- ▶ 北極評議会の上級北極事務官による外交上またその他の国家レベルの介入を通じた認知度の向上。評議会は、各フライウェイに位置するオブザーバー国を持つ多国間組織であり、AMBIの目標を各国の外務当局、環境当局、また場合によっては開発支援当局において前進させる立場にある。
- ▶ 現地の保全団体が関係国と協力して活動に取り組むための資金調達。作業計画は、現場における保全・教育の取組みを実施するための資金調達ツールとして利用することができる。
- ▶ 経験や知識の共有を通じた能力養成。鳥類保全に関してフライウェイ上の他の国々と共有できる経験を持つ国が、北極評議会の内外に存在する。
- ▶ 北極評議会の加盟国、恒久参加団体、オブザーバー国等による保全の取組み。

これらの活動は、今後4年間（2019～2023年）で、取組みごとに段階的に実施する。各作業計画の実施の中間レビューは、スウェーデンのCAFF議長国としての任期及びアイスランドの北極評議会議長国としての任期が満了する2021年末に行う。個々のフライウェイ計画とAMBIプロジェクト全体の最終評価は、2023年に実施する。

このAMBI作業計画の中間時点（2021年）及び終了時点（2023年）で、CAFFの「北極生物多様性評価」に関する報告の一環として、北極評議会の閣僚会合に実施報告を提出する。

他のイニシアティブとの関連

2013年、北極評議会環境閣僚は、北極圏の生物多様性や生態系が地方・地域・世界にとって重要なかけがえのない資産であり、生物多様性を保護し、貴重な生態系サービスを維持するために決定的な措置を講じる必要があることを強調した。また、複数の渡り鳥個体群が急速に減少している要因、それに対してどのような共同行動をとることができるかを特定すべく、協力を強化する必要があると明示した。

AMBI作業計画の実施は、各国政府が世界規模・地球の半球規模の多国間環境協定（MEA）に基づく責務を果たす一助となるだろう。AMBIは鳥類保全のための既存の国際的、地域的、又現地のイニシアティブをもとに、それを補完し、また支援することを目的としている。関連する国際協定は次のとおりである。半球規模・地域規模の協定は、フライウェイ毎に作業計画の中で特定される。CAFFには複数のMEAとの間に協働決議があり、また次の非政府組織（NGO）と協働しており、これにより、AMBIに関する協働が容易になるだろう。

バードライフ・インターナショナル

バードライフ・インターナショナル（以下、「バードライフ」とする）は、鳥類の保全における世界的なリーダーとして広く認識されている。バードライフは、鳥類、その生息地及び世界の生物多様性の保全に努めている保護団体（NGO）のグローバルパートナーシップであり、持続可能な天然資源の利用に向けて共に取り組んでいる。バードライフのパートナーは世界中に121団体（1つの国／地域につき1団体）、今も増え続けている。

英国・ケンブリッジにある本部と世界各地の6つの地域事務所をあわせて、「バードライフ・インターナショナル事務局」という。事務局はバードライフの戦略・プログラム・方針を調整し、実施を促進している。

バードライフの「渡り鳥・フライウェイプログラム」は特にAMBIに関連するプログラムで、次の5つを主な目標とする。

1. 渡り性の絶滅危惧種について、その主な脅威に対処し、重要な地域・生息地を保全することで、絶滅から救うこと
2. 鳥類の違法かつ持続不可能な捕獲・殺傷に対処すること
3. 十分計画が練られない段階でのエネルギー・電力送電設備の拡大に対処すること
4. 「地域保全グループ」の現地活動により、重要な中継地（鳥類及び生物多様性重要地域、IBA）のネットワークを保全すること
5. 的を絞った調査や政策活動を通じて、渡り鳥が直面する土地利用に関するさまざまな課題について理解し、これに対処すること

バードライフはAMBI、特に周極地域フライウェイ、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ及びアフリカ・ユーラシア地域フライウェイにおける実施に、積極的に参加している。

生物多様性条約

生物多様性条約 (CBD) は、(1) 生物多様性の保全、(2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用、(3) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分の三つを主な目標とする国際条約である。生物多様性の保全とその持続可能な利用のための国家戦略を策定することを目的としている。

特に関連が深いのはCBD「戦略計画2011-2020」の「愛知目標」11及び12であり、各国において、陸域・内陸水域・沿岸域・海域の生物多様性と生態系サービスにおいて重要な地域が、保護地域システムや、その他の地域をベースとする効果的手段を通じて保全され、陸上景観や海洋景観に統合される(目標11)ことで生息地の範囲と質の向上に、また絶滅危惧種の絶滅の防止(目標12)に向けて取り組むとしている。

移動性野生動物の種の保全に関する条約

移動性野生動物の種の保全に関する条約(ボン条約、以下「CMS」とする)は、陸域、海域、空域の移動性の野生動物種を、その生息地全域で保全することを目的としている。この条約の附属書Iには絶滅の危機に瀕している移動性の種が記載されている。CMSの締約国は、附属書掲載種の生息地を保全又は回復し、移動の障害を緩和し、それらを危険にさらしうるその他の要因を管理し、厳格な保護に努める。CMSは同条約に参加する締約国の義務を規定するのみならず、移動範囲にある国同士の保全活動を推進する。この条約の附属書IIには、国際的な協力を必要とし、又はそれによって多くの恩恵を受ける移動性の種が記載されている。

CMSは愛知目標に基づいて「移動性野生動物種のための戦略計画2015-2023」を策定し、5つの戦略目標を掲げる。これらの目標はすべて、AMBIとの密接な整合性がとられている。

- ▶ 目標1：保全及び持続可能な利用に関する優先事項を政府及び社会全体で主流化することで、移動性の種の減少の根本原因に対処する。
- ▶ 目標2：移動性の種及びその生息地への直接的な圧力を低減させる。
- ▶ 目標3：移動性の種の保全状況及びその生息地の生態的なつながり並びに復元力(レジリエンス)を向上させる。
- ▶ 目標4：移動性の種の良い保全状況が全ての種に及ぼす恩恵を高める。
- ▶ 目標5：参加型の計画、知識の管理及び能力養成を通して実施を強化する。

同戦略計画の主要部分の実施を促進するため、CMSの第11回締約国会議(2014年11月、エクアドル・キト開催)において、締約国は「渡り鳥・フライウェイに関する作業プログラム(POW)2014-2023」を採択した。このPOWには、世界中のフライウェイについて、渡り鳥とその生息地の保全の促進に必要な主要な措置すべてがまとめられている。POWは、移動性の種のための戦略計画のねらい、その目標及び到達目標の達成に向けて、CMS自体よりもむしろ渡り鳥に焦点を当てる。またPOWは、CMS系列の内外で既に行われているテーマ別作業プログラムや、進行又は計画中の他のイニシアティブとの不必要な重複を避けるために、活動の協力と合理化を奨励する。

アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定(AEWA)は、CMSに基づく地域協定である。このPOWは、CMS事務局に対して、特に北極圏環境の保全への世界的な支持を獲得するためにフライウェイ・アプローチを活用するにあたって、CAFFの北極渡り鳥イニシアティブとPOWとの相乗効果が最大限発揮されるよう、CAFF事務局との連携を、既存の協力決議の枠組みの中で強化するよう要請している。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約として知られている、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約は、湿地とその資源の保全と賢明な利用に向けた国家の行動と国際協力の枠組みを提供する政府間条約である。同条約のミッションは、「世界中で持続可能な開発を達成することに貢献する、地域レベル及び国レベルの行動並びに国際協力を通じた、すべての湿地の保全と賢明な利用」である。

締約国は、条約の「三つの柱」に基づいて次のことに取り組む。

1. あらゆる湿地の賢明な利用
2. 国際的に重要な湿地の一覧への適切な湿地の指定と効果的な管理の確保
3. 国境をまたぐ湿地、各国が共有する湿地及び各国が共有する種に関する国際協力

ラムサール条約は湿地の保全に関する国際基準を設定し、世界の湿地に関する問題について協議を行う場を設けることで、締約国が湿地に関する情報を共有し、共に問題に対処できるようにしている。地理的に共通の注目点や目標を持つ締約国のグループが、「ラムサール条約の枠組みにおける地域イニシアティブ」として協働することも可能である。

ラムサール条約の15の地域イニシアティブは、11の協力ネットワークと4つの研修センターに分かれる。地域ネットワークは、政府、技術専門家、国際NGO、地域共同体、民間企業間の協力のためのプラットフォームを提供している。研修センターは、地域における科学面・技術面での協力や知識の交換を推進する。地域イニシアティブは、各国におけるラムサール条約の管理当局が主導している。

2008年に開催されたラムサール条約第10回締約国会議において、締約国は決議X.22「水鳥のフライウェイの保全のための国際協力の促進」を採択し、「締約国及びその他の政府機関に対して、共通する渡り性水鳥とそれらの生息環境を保全するための関連の国際的な計画やプログラムのうち、関係するものを活発に支え、それらに参加するよう強く奨励し、また「フライウェイ規模の取組みを運営する組織に対して、フライウェイ規模で水鳥を保全するための政策や措置の策定や実施における最善事例に関して、利害関係者等を支援するために重要なデータや情報の流通手段の成功例も含め、それらの知見や専門的技術を共有するための手段を講じるように強く要請」した。

世界遺産条約

国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約、<http://whc.unesco.org/en/convention>）は、1972年11月16日のUNESCO総会において採択された。同条約は人と自然との関わり方、そして両者のバランスの維持という基本的な必要性について確認するものである。最大の特徴は、一つの文書の中で自然保護の概念と文化遺産の保護とを結び付けていることである。

同条約は、世界遺産の候補地を特定するという締約国の義務と、その保護・保全にあたっての締約国の役割を規定している。同条約に署名することで、各国は自国の領域内にある世界遺産地域及び世界遺産地域としての可能性のある自国の資産の保全に誓約することとなる。締約国に対しては、文化・自然遺産の保護を総合計画に落とし込み、必要な人員や機関を設置し、保全に関する科学的・技術的調査を実施し、その遺産が社会生活と共存するような方式を取り入れることが奨励されている。

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）は、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ（EAAF）内のパートナー同士のネットワークである。このパートナーシップは、持続可能な開発に関する世界首脳会議の活動項目においてタイプIIパートナーシップ・イニシアティブ（非公式かつ任意のイニシアティブ）のリストに登録された。2006年11月6日に発足し、渡り性水鳥とその生息地、それらに依存する人々の生計の保護を目指している。EAAFPは、さまざまな利害関係者の間で、渡り性の水鳥とその生息地の保全に向けた対話、協力及び協調を促進するための、フライウェイ全体にわたる枠組みとなっている。利害関係者には、あらゆるレベルの政府、湿地管理者、多国間環境協定、専門研究所、国連機関、開発機関、産業・民間部門、学術研究機関、非政府組織、地域共同体グループ、地域住民等が含まれる。EAAFPのパートナー数は39で、政府、政府間組織、国際非政府組織、国際ビジネス部門等が含まれる。CAFFは政府間組織のパートナーである。

EAAFPの主な機能は、次のとおりである。

- ▶ 渡り性水鳥の保全及びその生息地である湿地の持続可能な利用に向けた国際協力のプラットフォームを提供する。
- ▶ 国際的に重要な湿地同士の相互のつながりが認識され、将来にわたって持続可能に管理されるよう、渡り性水鳥重要生息地ネットワークの発展を支援する。
- ▶ 渡り性水鳥に関する知見の充実及び普及啓発のためのさまざまな活動を支援し、渡り性水鳥のフライウェイ上の生息地の持続可能な保全管理のための能力を養成する。

詳細は、<https://www.eaaflyway.net/>を参照。

CBird

北極圏海鳥専門家グループ（CBird）は、CAFFの内部組織として1993年に承認された。CBirdは、締約国代表、恒久参加団体、オブザーバー国や団体のメンバーで構成されている。CBirdのメンバー、その専門知識、活動、実施がAMBI周極地域フライウェイに貢献している。CBirdの目的は、周極地域の国々による保全、管理、調査活動を促進・推進・調整するとともに、北極圏内外の海鳥の研究者や管理者間のコミュニケーションを向上させることである。メンバーは、CBirdの取組みと他の海鳥グループの活動を調整し、CAFFの年間作業計画のための協力活動・イニシアティブを策定し、CAFFの北極圏海鳥モニタリング計画と北極圏生物多様性モニタリング・プログラムに整合させるよう努めている。詳細は、<https://www.caff.is/seabirds-cbird>を参照。

AMBIの保全実施にあたっての優先種

AMBI作業計画2015-2019、及びその後2018年ロヴァニエミでの北極圏生物多様性会議の下に開かれたAMBI専門家会議における協議及び合意に基づくAMBI保全活動において優先すべき種

フライウェイ	種名	IUCN ¹	CMS 附属書 ²	AEWA 行動計画 ³
アフリカ・ユーラシア (東大西洋、黒海・地中海、中央アジア、西アジア・東アフリカ各フライウェイ)	オオソリハシシギ* (<i>Limosa lapponica taymyrensis</i>)	NT	II	B 2a 2c
	ハマシギ* (<i>Calidris alpina arctica</i> 及び <i>schinzii</i>)	LC	II	A 1c, 3a, B1, C1
	コオバシギ* (<i>Calidris canutus canutus</i> 及び <i>islandica</i>)	NT	II	B 2a 2c
	カリガネ* (<i>Anser erythropus</i>)	VU	I, II	A1a 1b 1c, 2
	コオリガモ (<i>Clangula hyemalis</i>)	VU	II	A 1b
	ビロードキンクロ (<i>Melanitta fusca</i>)	VU	II	A 1b, 1c
	サルハマシギ (<i>Calidris ferruginea</i>)	NT	II	B 2c
南北アメリカ (太平洋、大陸中央、大西洋各フライウェイ)	コオバシギ* (<i>Calidris canutus rufa</i> 及び <i>roselaari</i>)	NT	I, II	
	ヒレアシトウネン* (<i>Calidris pusilla</i>)	NT	I	
	コモンシギ (<i>Calidris subruficollis</i>)	NT	I, II	
	ハイイロヒレアシシギ (<i>Phalaropus fulicarius</i>)	LC	II	
	アカエリヒレアシシギ (<i>Phalaropus lobatus</i>)	LC	II	
周極地域フライウェイ (周極域内の東西の渡り)	ゾウゲカモメ* (<i>Pagophila eburnea</i>)	NT		n/a
	ハシプトウミガラス* (<i>Uria lomvia</i>)	LC		B 2c
	ホンケワタガモ* (<i>Somateria mollissima</i>)	LC	II	B 1 2d
	シロフクロウ* (<i>Bubo scandiacus</i>)	VU		
東アジア・オーストラリア地域フライウェイ及び中央アジア地域フライウェイ	ヘラシギ* (<i>Calidris pygmeus</i>)	CR	I, II	
	オバシギ* (<i>Calidris tenuirostris</i>)	EN	I, II	
	コオバシギ* (<i>Calidris canutus rogersi</i> 及び <i>piersmai</i>)	LC	I	
	オオソリハシシギ* (<i>Limosa lapponica baueri, anadyrensis</i> 及び <i>menzbieri</i>)	LC	II	
	ハマシギ* (<i>Calidris alpina arctica</i>)	LC	II	
	サルハマシギ (<i>Calidris ferruginea</i>)	NT	II	B 2c
	2021年の改定で、次の2種を追加：チュウシャクシギ (<i>Numenius phaeopus</i>)、シマアオジ (<i>Emberiza aureola</i>)	カリガネ* (<i>Anser erythropus</i>)	VU	I, II
ミカドガン (<i>Anser canagica</i>)	NT			
コクガン (<i>Branta bernicla nigricans</i>)	LC	II		

* AMBI作業計画2015-2019 (フェーズ1) から含まれていた種

1 IUCNレッドリストの基準：CR-深刻な危機、EN-危機、VU-危急、NT-準絶滅危惧、LC-低懸念

2 移動性野生動物の種の保全に関する条約 (CMS) 附属書：附属書I (App I) には締約国が直ちに保護の努力をすべき種を記載。附属書II (App II) には締約国が保全と管理について合意の努力をすべき種を記載。

3 アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定のリストより

表1. 行動計画の渡り性水鳥個体群の状況

コラムA：

カテゴリー 1：

- a：CMS附属書Iに記載された種
- b：IUCNレッドリスト記載の絶滅危惧種、バードライフ・インターナショナルの最新の報告に基づく
- c：個体数10,000前後の個体群

カテゴリー 2：個体数約10,000から25,000の個体群

カテゴリー 3：個体数約25,000から100,000の個体群のうち、以下の結果、リスクにさらされていると考えられるもの：

- a：生活環のどこかで集結する生息地数が少ない
- b：依存する生息地タイプが過酷な脅威にさらされている
- c：顕著な長期的減少傾向を示している
- d：個体数規模及び動向の揺らぎが大きい

コラムB：

カテゴリー 1：個体数約25,000から100,000の個体群のうち、上記A記載の条件を満たさないもの

カテゴリー 2：個体数約100,000以上の個体群で、以下の結果特別な考慮が必要であると考えられるもの

- a：生活環のどこかで集結する生息地数が少ない
- b：依存する生息地タイプが過酷な脅威にさらされている
- c：顕著な長期的減少傾向を示している
- d：個体数規模及び動向の揺らぎが大きい

コラムC：

個体数100,000以上の個体群で、コラムA又はBどちらの条件をも満たさないが、国際協力により著しい恩恵があると考えられるもの

北極渡り鳥イニシアティブ (AMBI) : 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ (EAAF) 及び 中央アジア地域フライウェイ (CAF) 作業計画 2019-2025 (2021改訂)

Evgeny Syroechkovskiy, *Ministry of Natural Resources and Environment* (ロシア)

Richard B. Lanctot, *Migratory Bird Management Division, United States Fish and Wildlife Service* (米国)

Lu Jun and Jang Hongxing, *National Bird Banding Center of China, National Wildlife Research and Development Center, National Forestry and Grasslands Administration* (中国)

Shufen Yang, *National Parks Board, Singapore* (シンガポール)

Sung-Ryoung Kang, *National Institute of Ecology* (韓国)

Tomoko Ichikawa, *Ministry of the Environment* (日本)

Suresh Kumar, *Wildlife Institute of India* (インド)

Shirow Tatsuzawa, *Hokkaido University*

Balachandran Sivananthaperumal, *Bombay Natural History Society*

Nicola Crockford and Ding Li Yong, *Birdlife International*

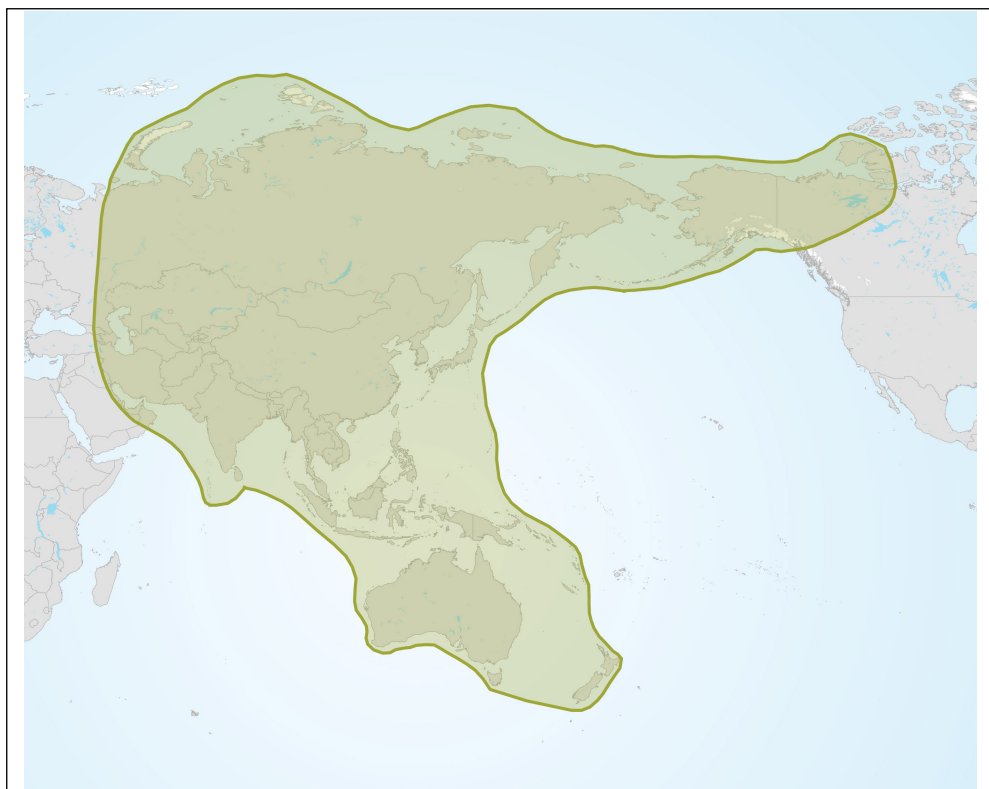
Doug Watkins (EAAFP 事務局)

Courtney Price (CAFF 事務局)

はじめに

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ (EAAF) は、アラスカやロシアの極東から、東アジア、東南アジアを経てオーストラリア、ニュージーランドへと南に伸びる渡りの経路である。22か国に渡り、33の世界的な絶滅危惧種と30の準危惧種を含む250以上の個体群の5000万羽を超える渡り鳥を支える。

この作業計画は、「AMBI作業計画2015-2019」に基づいて作成され、2018年にフィンランド・ロヴァニエミと中国・海南で開催された会合において発表され、2021年に改訂された。作業計画は関係国政府及び関係団体の代表で構成されるフライウェイ委員会の指導の下で実施される。



東アジア・オーストラリア地域フライウェイ及び中央アジア地域フライウェイの一部を含む

保護優先種と保全の課題

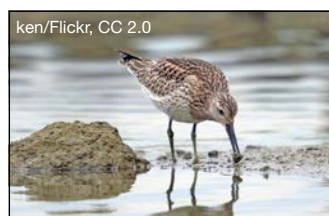
保護優先種

AMBI東アジア・オーストラリア地域フライウェイ（EAAF）及び中央アジア地域フライウェイ（CAF）の保護優先種は次の通り。

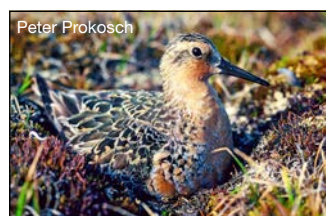
- ▶ ヘラシギ (*Calidris pygmaea*)
- ▶ オバシギ (*Calidris tenuirostris*)
- ▶ コオバシギ (*Calidris canutus rogersi* 及び *piersmai*)
- ▶ オオソリハシシギ (*Limosa lapponica baueri, anadyrensis* 及び *menzbieri*)
- ▶ ハマシギ (*Calidris alpina arcticola*)
- ▶ サルハマシギ (*Calidris ferruginea*)
- ▶ カリガネ (*Anser erythropus*)
- ▶ ミカドガン (*Anser canagica*)
- ▶ コクガン (*Branta bernicla nigricans*)
- ▶ チュウシャクシギ (*Numenius phaeopus*)
- ▶ シマアオジ (*Emberiza aureola*)



ヘラシギ



オバシギ



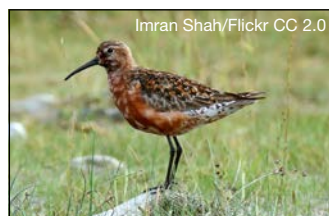
コオバシギ (亜種 *rogersi* 及び *piersmai*)



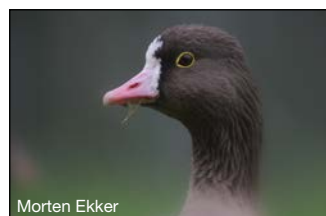
オオソリハシシギ (亜種 *baueri*, *anadyrensis* 及び *menzbieri*)



ハマシギ (亜種 *arcticola*)



サルハマシギ



カリガネ



ミカドガン



コクガン (亜種 *nigricans*)



チュウシャクシギ



シマアオジ

保全の課題

1. 北極圏ロシア及び米国における重要な繁殖・中継地域の特定、保護。
2. EAAFの重要な中継地・越冬地の潮間帯及びそれにつながる沿岸のAMBI保護優先種の生息地及び湿地の保全。
3. フライウェイにおける渡り鳥の密猟の阻止、合法であっても持続不可能な捕獲の規制。
4. 野生動物共同管理の成功の基本要素である、地域固有の伝統的知識利用の確保のための共同管理体制及び地域社会との関わりの追求。

目標と行動

渡り鳥に関する課題は生息地、国及び文化の境を越える。保全の解決策も同じである。AMBIは、国、地域共同体、個々の利害関係者の間の共同行動が、この取組みを成功に導く鍵であると認識している。

目標1：北極圏ロシア、アラスカにおける、AMBI-EAAF及びCAFの重要な渡り鳥の種、特にヘラシギ、オオソリハシシギ、コオバシギ、ハマシギ、ミカドガン、コクガンにとって重要な繁殖地・中継地を特定し、保全する。

行動1.1（ロシア）：気候変動に関連する脅威への対処を含め、ヘラシギその他のAMBI保護優先種を繁殖地において保全する取組みを向上させる。

- a. チュコト自治管区に残されたヘラシギの繁殖地の多くを保護するため、「ヘラシギの地（The Land of Spoon-billed Sandpiper）」自然公園を完成させる。これにより、アナディリ河口並びにクレスト湾とメーチキン岬（Meechkin Spit、砂洲）の沿岸にあるヘラシギの繁殖地の保護を奨励する。
- b. チュコト自治管区及びペンジンスカヤ湾（カムチャツカ）のヘラシギの繁殖地と考えられる地域を調査する。10年以上調査が行われていない生息地を再調査して、この種の生息状況を更新し、各地域の保全計画を策定する。
- c. ヘラシギの繁殖率向上のためのもっとも効率的なツールとして、メイニピリギノにおけるヘッドスタート・プログラム（卵を採集し、孵卵器で孵化させ、ある程度育ったところで自然に放すプログラム）に対する支援を確実に継続する。
- d. コクガン、オオソリハシシギ、ハマシギ、コオバシギ、オバシギについて、ロシア北極圏東部の繁殖分布、個体群の繁殖率、および地域的な脅威に関する知識を向上させて、保全措置の改善のため必要な情報を提供する。

行動1.2（ロシア）：AMBI保護優先種のロシア沿岸地域における重要繁殖地・中継地を特定する。可能な場合には、サハリンとカムチャツカ地域（ウスチェ・ハイリュゾーヴォ、モロシエチナヤ河口、チェイク湾など）を優先的に、EAAFP渡り性水鳥重要生息地ネットワーク（Flyway Site Network, FSN）への参加を奨励・支援し、保全活動のフォローアップも行う。

行動1.3（米国）：AMBI保護優先種のアラスカにおける重要繁殖地・中継地に関する知見向上のための鳥類の調査・追跡を実施する。

- a. 北極海沿岸の平野、特に北極野生生物国家保護区の「1002地区」及びアラスカ国家石油保留地で繁殖を行うシギ・チドリ類のモニタリング調査を奨励する。
- b. 北極圏、特にクパルク（Qupaluk）のFSN参加地（Flyway Network Site, FNS）その他の重要な繁殖地・中継地について、繁殖地と中継地との関連を明らかにするため、保護優先種その他代表的な種への追跡装置の装着を奨励する。

行動1.4（米国）：過去に特定された重要繁殖地・中継地を保護する。

- a. 重要な生息地をFNSとして推薦することを奨励・支援する。
- b. 重要な中継地・繁殖地における開発が差し迫っている場合は、環境レビュープロセスを行う。

行動1.5（ロシア／米国）：シギ・チドリ類の分布調査、個体群規模及び動向のモニタリング、個体数変動調査の実施、保護優先種その他の渡り鳥の生息地管理に関する経験と方法論を共有する。

- a. ベーリング海沿岸及びEAAF・CAF上で繁殖を行うシギ・チドリ類のモニタリング及び保全に関する経験を、ロシアと米国の専門家同士の協力プロジェクトや相互訪問を通じて共有する。まずはチュコトにおけるヘラシギとアラスカにおけるハマシギの既存の野外調査拠点に焦点を当てて実施する。
- b. 2019年にロシアの軽量飛行機とアラスカで研修を受けた観測者による、ロシア北極圏東部における水鳥航空調査の企画に協力する。これにより1990年代から2000年代にかけて米国魚類野生生物局と共同で実施した調査区域の再調査を行う。
- c. ロシアにおけるミカドガンの分布、状況、動向及び狩猟の評価に関する知見を取りまとめ、2020年の北米北極圏ガン類シンポジウムその他関連するロシア内外で行われる関連のフォーラムにおいて結果を公表する。

目標2：EAAF及びCAFにおける重要な中継地・越冬地において潮間帯とそれにつながる AMBI 保護優先種の生息地を確保する。**行動2.1（ロシア）：ロシア極東沿岸に位置するシギ・チドリ類の中継地の保護状況を確実に改善する。**

- a. 渡りの時期に、ロシアの極東地域のシギ・チドリ類の主要集団渡来地を選定して調査を実施し、重要な地域、特に最近のヘラシギ等の衛星追跡により特定された地域について、生息地マップの作成、地域住民への普及啓発、保全計画を進展させる。
- b. シギ・チドリ類の保全及び環境教育に関して、ロシア極東の沿岸地域（チュコト自治管区、サハリン州、マダガン州、カムチャツカ地方、ハバロフスク地方、沿海地方）、またサハ共和国の行政当局及び民間（鉱物採掘会社等）との協力を開始する。

行動2.2（米国）：アラスカの春季及び秋季の中継地におけるハマシギ、オオソリハシギの個体数、分布、生息地利用について、さらに情報を収集する。**行動2.3（中国）：ヘラシギその他北極圏で繁殖するシギ・チドリ類のために、世界遺産への登録要件も検討しつつ、江蘇（ジャンスー）省沿岸の生態系、特に如東（ルドン）及び東台（ドンタイ）地域の保護を強化する。**

- a. 条子泥（チャオズニ）・東凌（ドンリン）地域を含む、ヘラシギにとって重要な江蘇省南部におけるすべての生息地についてモニタリングを行う。
- b. 江蘇省南部の地方自治体に対して、ヘラシギその他北極圏で繁殖するシギ・チドリ類にとって重要な地点において、保護区域及びバードウォッチングのためのインフラ開発を開始するよう奨励する。北極評議会の締約国とオブザーバー国の間で、潮間帯保全の優良事例に関する情報交換を促進する。
- c. 中国内外の研究陣に対して、長期的保全管理のため計画策定に最良の助言を行えるように、江蘇省の潮間帯及び沿岸の生息地動態モデルの研究を始めるよう奨励する。
- d. 地方自治体が助成団体や NGO からの支援を受けて実施するヘラシギ保全キャンペーン等、渡り鳥の中継地及び越冬地について、一般市民への普及啓発を行い、また地域及び国としての誇りを育てる。
- e. 魚網によるシギ・チドリ類の意図しない捕獲及びヒガタアシ（スパルティナ属）に関する規制に対処するため、地方自治体・地域共同体と協働するとともに、シギ・チドリ類の満潮ねぐら（満潮時の休息場所）に特に留意したうえで、江蘇省の沿岸生息地の復元を奨励する。
- f. 中国の国立鳥類標識センター（National Bird Banding Centre）の主導によって、北極圏で繁殖するシギ・チドリ類について更に多くの地点で標識調査を推進し、またヘラシギの衛星発信器による追跡を支援する。

行動2.4（中国）：コオバシギその他北極圏で繁殖するシギ・チドリ類のために、瀾南（ルアンナン）海岸、特に南堡（ナンプー）、唐山（タンシャン）の保護を強化する。

- a. 北極圏で繁殖するシギ・チドリ類のため、潮間帯、魚／エビの養殖池、塩田など複合的環境における最適な管理を実証する。
- b. 南堡の国際的な重要性について地域及び国の誇りを高めるため、エコツーリズムや普及啓発活動を実施する。
- c. オオソリハシギの亜種 *Limosa lapponica anadyrensis* の渡りパターンを解明し、その保護のための保全計画やロシアとの協力を今後強化するため、中国の国立鳥類標識センターは、渤海湾におけるオオソリハシギの標識及び衛星追跡調査を実施する。

行動2.5（中国）：オオソリハシギ、ハマシギ、オバシギ、その他北極圏で繁殖するシギ・チドリ類のために、鴨緑江（ヤールージャン）、遼寧（リャオニン）での保護を強化する。

- a. 鴨緑江国家級自然保護区（National Nature Reserve）において、潮間帯のさらなる喪失を食い止め、採餌・休息のための生息地を保全・復元するための管理計画の策定・実施を支援する。
- b. フェスティバルの開催を通じた国際的な経験の共有など、生息地の国際的な重要性を強調し、地域及び国の大切な資産であるという誇りやオーナーシップを育てるような普及啓発活動を支援する。

行動2.6（中国）：北極圏で繁殖するシギ・チドリ類の中国南部（広東（グアンドン）省、広西（グアンシー）省、福建（フージェン）省）の主要な中継地及び越冬地に関する知見を増強し、これらの生息地の保全状況の向上を図る。

- a. 冬季の雷州（レイジョウ）半島、防城港（ファンチェンガン）地域及び周辺海岸において、中国の国立鳥類標識センターと CAFF による共同調査を実施し、ヘラシギの分布や保護に関する知見を向上させる。両地域で小規模な地域ワークショップを開催し、地元の保全当局と情報を共有し、保全計画を進展させる。

- b. ヘラシギについて、衛星追跡で特定された地点を含む中国南部の重要生息地の目録を作成し、保全状況を評価し、保全のための勧告を行う。これらの地点において、密猟の削減に向けた取組みを拡大する。
- c. 同様な他地域との技術協力や学術交流、教育・啓発の拡大、保全基金による支援など、沿岸域の保全及び生息地の復元に関する最良の実践例や知見を適用するよう努める。
- d. 中国の国立鳥類標識センターの主導のもと、一層の鳥類標識調査活動を促進する。

行動2.7 (韓国) : AMBI保護優先種 (ヘラシギ、オバシギ、ハマシギ等) の減少傾向を食い止め、知識の共有や国際協力プロジェクトにより、フライウェイ上の生息地保全状況改善の取組みを支援する。

- a. 北極圏で繁殖するシギ・チドリ類のため、人工の満潮ねぐらの設置に向けた取組みの策定を主導するとともに、フライウェイ上の潮間帯を埋め立てた地域にある満潮ねぐらの保護や管理について、成功例や知見の共有を奨励する。
- b. AMBIの優先事項を、渡り鳥の生息地に関する東南アジア諸国連合関連のネットワークに組み込むことへの支援を検討する。
- c. 繁殖地及び中継地におけるヘラシギの個体数の回復に関して、ロシアとの協力の機会を検討する。

行動2.8 (韓国) : ヘラシギ、オバシギ、ハマシギ等北極圏で繁殖する渡り鳥等の保護のため、韓国にまだ残るシギ・チドリ類が利用する潮間帯について、保全の重要性を普及する。

- a. 黄海のUNESCO世界遺産への登録を引き続き促進する。
- b. 生物多様性条約 (CBD) 及びラムサール条約のもとに「Caring for Coasts」イニシアティブ立ち上げへの支持を奨励する。

行動2.9 (韓国/中国) : 中国及び韓国両政府に対し、世界遺産への登録基準達成を確実にするため、AMBI保護優先種にとって生態学的価値の高い地域の保護に向け、ヒガタアシへの対処措置を策定するよう奨励する。

行動2.10 (韓国/中国) : 中国及び韓国のAMBIフォーカルポイントに対して、将来の協力の指針となるCAFF事務局との協力決議を策定することを模索する。

行動2.11 (シンガポール) : 湿地及び渡り性水鳥の保護の推進のため、ASEAN加盟国がAMBI優先事項の主流化に取り組むプラットフォームとして、ASEANフライウェイネットワーク (ASEAN AFN) を活用することを奨励する。主要な湿地保全プログラムについて、ASEAN AFNとの協働の可能性を模索する。

行動2.12 (日本) : 渡り鳥に関する二国間協定等に基づいて、AMBI保護優先種の日本及びフライウェイにおける保全などこの作業計画で特定される優先行動を中心に、北極圏で繁殖しEAAFを利用する渡り鳥の保全に関する協力を推進するための対話をさらに進展させる。

行動2.13 (インド) : 環境森林気候変動省、ボンベイ自然史協会 (Bombay Natural History Society)、その他インドの関連機関と協働して、AMBI保護優先種の状況や動向を評価し、保全措置を推進する。

- a. インドにおいて、地域のシギ・チドリ類の保全の必要性を評価し、国内シギ・チドリ類作業部会の設立を支援して、AMBI保護優先種を中心としてシギ・チドリ類の保全に関する第1回全国ワークショップを開催するプロジェクトを策定する。本作業計画で言及されているAMBI関連のイベントや現地プロジェクトに参加するため、CAFFはAMBI代表を派遣する。
- b. EAAFPヘラシギ特別委員会によるランドサットに基づく生息地モデルを利用して、ベンガル湾沿いのヘラシギの潜在的な越冬地について調査を開始する。
- c. インドにおけるAMBI保護優先種について、標識リング、カラーマーキング、タグによる標識調査を拡大し、保全のための知見を向上させる。
- d. チリカ湖等における陸生植物の干潟への侵食を制御する。
- e. シギ・チドリ類の生息地に近接する沼地で、刺し網を利用する漁業従事者向けの啓発プログラムを策定する。
- f. 放棄された塩田をシギ・チドリ類の生息地として復元する。

行動2.14 (すべての国) : CAFFの北極圏外来侵入種行動計画国際調整グループ (Arctic Invasive Alien Species Action Plan International Coordinating Group) 等のパートナーと共に、ヒガタアシの管理に関する協働プロジェクトの試行の可能性を模索する。

行動2.15 (シンガポール) : EAAF及びCAF上の重要な渡り性水鳥種の衛星追跡プログラムに協力する。

行動2.16 (EAAFP) : 北極圏で繁殖しEAAFを利用する水鳥の国内及び国際的に重要な沿岸及び内陸の生息地に関する利用可能な目録の策定・改善・促進に向け、アフリカ・ユーラシア重要生息地ネットワークツール2.0 (African-Eurasian Critical Site Network Tool 2.0) をEAAFPへ拡張するよう、関係政府等パートナーと協力する。

目標3 : フライウェイ上の北極圏で繁殖する渡り鳥、特にヘラシギ、カリガネ、オオソリハシシギその他保護優先種の密猟を阻止し、合法だが持続不可能な捕獲を規制する。

行動3.1 (ロシア) : ロシア極東における鳥類の密猟の撲滅に向け、狩猟圧の調査を開始し、国家的・地域的戦略行動計画の策定・実施を支援する。

- a. カムチャッカ、サハリン、及びオホーツク海の沿岸にある、ヘラシギなどAMBI保護優先種のシギ・チドリ類の中継地において、これらに対する狩猟圧の状況を評価する。ロシア鳥類標識センター (Russian Bird Ringing Centre) に保管されている標識回収記録を分析し、AMBI種に対する狩猟圧が高い地域を特定する。
- b. ロシア極東地域の選定された区域において、渡り期にシギ・チドリ類、カリガネ、コクガンの主要集団渡来地を特定する調査を行う。地域版行動計画策定等の保全措置を実施するための意思決定を支援すべく、現地／地域の行政に情報提供する。これらの計画には、密猟の影響に対する普及啓発や、AMBI保護優先種に対する狩猟圧を低減し最終的に根絶する方法に関する情報も含めることとする。
- c. 連邦・地域の立法者と協力して、ロシア東部において、保全状態が好ましくないすべての渡り性のシギ・チドリ類及びガン類に対するスポーツハンティングの削減・撲滅に取り組む。
- d. ロシアの国家及び各地域のレッドデータブックを更新し、EAAF及びCAFの北極圏で繁殖する移動性の種で個体数が減少している主要な種を含めるとともに、国家版・地域版保全活動計画の立案・実施を開始する。
- e. ロシア極東における北極圏で繁殖するシギ・チドリ類の生息地の保全、保護区域の設置、密猟の削減について、野生生物保護協会 (Wildlife Conservation Society) のテルネイ拠点における教育ワークショップなど、同協会との協力を進展させる。
- f. 2019年にミンスクで開催されるユーラシア北部シギ・チドリ類研究グループ会議 (Wader Study Group Conference) や、翌年以降の関連イベントにおいて、ロシア極東地域のシギ・チドリ類に対する狩猟圧の評価に関する円卓会議を組織する。

行動3.2 (米国) : アラスカを生息地とするAMBI保護優先種、特にミカドガンとオオソリハシシギについて、普及啓発プログラムを実施するとともに、これらの種に対して先住民による合法的で必要最低限な生活のための狩猟が及ぼす影響や規模を評価する。

- a. 生活の糧として春夏の狩猟時期に捕獲される保護優先種に関する普及啓発プログラムのための資料を作成する。資料は英語及び適切な先住民族言語で作成する。
- b. アラスカ渡り鳥共同管理協議会 (Alaska Migratory Bird Co-management Council)、米国魚類野生生物局保護情報専門家協会 (U.S. Fish and Wildlife Service Refuge Information Technicians)、アラスカ州漁業狩猟省、必要に応じてその他関連機関と協働して、現地の住民とともに保護優先種の状況、及びその個体群の規定に関して住民が果たすべき役割について協議する。
- c. 特にミカドガンとオオソリハシシギに関する狩猟データの収集を継続する。
- d. 種同定に関する最近の民俗学的情報を調査資料に取り込むことで、北極圏で繁殖するシギ・チドリ類の狩猟データの収集を向上させる。
- e. 個体群のモデル化を実施し、生活のための狩猟その他の抑制的要因が、保護優先種の個体群規模にどのような影響を及ぼしているかを評価する。
- f. 狩猟の保護優先種への影響が計測できる規模となっている場合は、次のことに取り組む。
 - i. 管理組織と協働して、持続可能で合法的な範囲の該当種の狩猟を促進する。
 - ii. 狩猟の規模を抑えるための普及啓発プログラムを策定する。
 - iii. 児童生徒たちに狩猟の影響について教えるための授業プログラムを策定する。
- g. 水鳥の持続可能な狩猟と管理実務の向上に関して、有意義な地域共同体との対話構築に成功した経験を、ロシア側のベリンジヤ地域及びその他のロシア極東地域と共有する。

行動3.3 (中国) : 中国における鳥類の密猟の撲滅に向けた戦略、行動計画及び実施活動の国家レベル、地域レベルに

おける策定・実施を支援する。

- a. IUCNレッドリストでCritically Endangered（深刻な危機）に分類されるヘラシギを、中国における最上位の保護対象クラスへの引き上げを推進するとともに、ヘラシギとその生息地に関する国家行動計画及び適切な保全措置の策定をフォローアップする。
- b. 現地／地域の行政と協働し、ヘラシギが利用する沿岸のすべての主要な沿岸域における巡視や法の執行を強化して、密猟を阻止するとともに個体群を保全する。
- c. コクガン、ハマシギ、オオソリハシシギ、オバシギ、コオバシギ等の保護優先種に関する中継地及び越冬地における分布や知見を拡大するための調査とモニタリングの取組みを改善して、密猟の程度を評価し、これを低減させる。
- d. 野鳥の密猟や取引システムの背後にある要因に対する理解を深め、これに対処する。
- e. 国家林業草原局（National Forestry and Grassland Administration）、地方行政、法執行機関、食品管理検査官と協力の上、主要な市場やレストランにおける、違法な野鳥を中心とした、定期的なモニタリングと執行措置の策定を支援する。
- f. 中国におけるシギ・チドリ類の保全、及び密猟規制などの実施に関するフォローアップ活動に対応する国家・地域レベルのワークショップ開催を支援する。

行動3.4（インド）：環境・森林・気候変動省、インド政府、ボンベイ自然史協会その他インド省庁や研究機関と協働し、AMBIの取組みを促進するとともに、密猟の問題に対処する。

- a. 移動性野生動物の種の保全に関する条約の第13回締約国会議（CMS-COP13、2020年2月）において、インドにおけるAMBIの実施に関するサイドイベントを開催する。
- b. シギ・チドリ類、その他鳥類の密猟の状況を評価し、地域・国家レベルで密猟の削減措置を策定するプロジェクトをインドで開始する。

行動3.5（すべての国）：鳥類の密猟（違法な殺害／狩猟、捕獲）及び取引に関するEAAFP並びにCMSの作業部会（Task Forces on Illegal Killing/Hunting, Taking and Trade of Birds）に関与し、北極圏で繁殖する渡り鳥への脅威に対処するための実施措置を策定する。

- a. EAAFPのパートナー、NGO、その他の国家機関・準国家機関と調整して、資金調達をし、密猟や持続可能でない狩猟の問題に対処するための実施措置を促進する。
- b. 当フライウェイにおける密猟や持続可能でない狩猟の問題の実態について包括的な概観の作成に取り組む。
- c. 密猟に対する規制や解決策を強調することを目的とした意識啓発、保全計画、代替生計手段提供プログラムなど、バングラデシュやミャンマーにおいてEAAFPヘラシギ特別委員会（Spoon-billed Sandpiper Task Force）が展開した手法や、CMSが地中海地域において蓄積した経験に倣って実施された事例のとりまとめを支援する。
- d. 北極圏で繁殖する渡り鳥が密猟の対象となっている地域において適切な保全措置が確実にとられるようにするため、最近特定されたベトナム北部及びスマトラ北部（インドネシア）、並びに2019年から2023年にかけて新たに特定される地域を含めて、東南アジアの状況分析のフォローアップを行う。

行動3.6（すべての国）：鳥類の違法な捕獲器具の使用の削減に取り組む。

- a. かすみ網の生産、販売、使用の規制に、国際レベルを含めて取り組む。また、北極評議会のメンバー国及びオブザーバー国における成功事例を共有、推進する。
- b. 特にヘラシギの中継地を中心に、地域の水産業界及び地域社会と協力して、シギ・チドリ類の漁網による意図しない捕獲を削減する。

行動3.7（すべての国）：CBD、ワシントン条約（CITES）、その他の関連組織における、野生動物の違法取引、ブッシュミートの取引及び野生動物犯罪に関するさまざまなフォーラムや協議と関連付けることで、北極渡り鳥の密猟及び取引の問題の重大さを強調する。

行動3.8（すべての国）：専門知識を共有してフライウェイ上の密猟に対処するためのテクニカルワークショップ開催を支援する。

行動3.9（すべての国）：ヘラシギの重要生息地において、中国の有益な経験にならって、毎月のかすみ網調査及び除去活動が実施されるよう支援する。

- 行動3.10 (すべての国) : 北極の先住民の公平な関与とパートナーシップのもとに、文化的伝統や伝統知識を考慮した上で、EAAF及びCAF上の鳥類の持続可能な狩猟、管理、密猟削減に関する研究プロジェクトを開始する。
- 行動3.11 (米国及びロシア) : アラスカ渡り鳥共同管理協議会及び他の先住民の管理組織内で行われるロシア及びアラスカにおけるミカドガンの合法・違法な狩猟の評価に取り組み、ミカドガンの管理と長期的持続可能性のため、ベリンジヤ地域全体での一貫した法的枠組みを策定する。
- 行動3.12 (ロシア、中国、インド) : 衛星追跡や渡り鳥の移動に関する既存のデータを分析し、東アジア及び中央アジアのカリガネ個体群の保全を優先し、減少傾向を食い止める。
- この地域の重要生息地における定期的なモニタリング体制の策定等、国及び地域レベルでカリガネの保全を優先する。
 - カリガネの渡りに関する研究を優先的に行われるよう、中国及びロシアの鳥類標識センターその他関連機関の協働を発展させる。ベルギーやその他の国の鳥類標識センターとも協働する。
 - インドにおけるカリガネの状況に関する知見を取りまとめ、近年のカリガネ集団渡来地において調査を行うとともに、カリガネの衛星追跡プロジェクトを開始して、中央アジア地域フライウェイにおける未確認のカリガネ生息地を特定する。
 - 衛星追跡データその他の情報源の結果の分析によってカリガネの主要な中継地を特定し、生息地の調査及び評価により脅威を特定し、各国政府/地域行政、研究機関及びNGOとの協働によりモニタリング技術を開発し、密猟の根絶を含む保全計画を実施する。
 - アフリカ・ユーラシア地域フライウェイで類似の行動を行っている欧州のパートナーと協力し、中継地における一時的・季節的な狩猟・密猟禁止管理区域の設定に関するロシアの経験を適用する機会を模索する。この管理区域は、気候要因等により毎年変化する。
 - ロシア水鳥保全会議において、カリガネ保全会合を開催し、さらに中国においてカリガネ保全のためのワークショップを企画する。

目標4 : EAAF及びCAFにおいて北極圏で繁殖する水鳥の個体数推計の数値や質の向上のため、パートナーと協働する。

- 行動4.1 (すべての国) : EAAFP、国際湿地保全連合(WI)等のパートナーと協働して、水鳥個体数推計とその動向に関する最新情報の照合作業を支援することで、AMBI保護優先種の個体数推計を向上させる。
- 行動4.2 (すべての国) : EAAFP水鳥モニタリング作業部会、WI、バードライフ・インターナショナル、グローバル・フライウェイ・ネットワーク等のパートナーと協働して、EAAF上、特に黄海及び東南アジアにおいて、北極圏で繁殖する渡り性水鳥のモニタリングを強化する。

目標5 : 北極圏で繁殖する渡り鳥に対するEAAF及びCAF上のその他の脅威に対処し、国際協力を強化する。

- 行動5.1 (すべての国) : 高所得国の開発援助基金の構造や機会を分析・評価して、保護優先種の重要生息地の保全を地域社会が支援できるよう能力強化し、密猟圧が存在する地域における対応策を開発する。
- 行動5.2 (すべての国) : 北極圏で繁殖する渡り鳥の生存率や繁殖能力を低下させる可能性のある要因として、汚染物質と病原体の両方またはいずれか一方が鳥たちに及ぼす影響の評価に向けた取り組みを開始するとともに、EAAFから北極圏にかけての、これらの生物学的変遷(bio-transition)の推定を行う。
- 行動5.3 (すべての国) : 本作業計画が特定するヘラシギの保全活動に取り組むにあたって、EAAFPヘラシギ特別委員会とAMBIの間の協力を促進する。
- 行動5.4 (すべての国) : 北極評議会の資金供与メカニズムである「プロジェクト支援制度」の対象プロジェクトとして作成されたAMBIの横断的分析草案が推奨するように、北極評議会のオブザーバー国も取り込んで、北極圏で繁殖する渡り鳥の回復力(レジリエンス)をEAAF及びCAF上で確保するため、介入のためのツール集を策定する。

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ及び 中央アジア地域フライウェイにおける行動一覧

目 標	行 動
目標1：北極圏ロシア、アラスカにおける、AMBI-EAAF及びCAFの重要な渡り鳥の種、特にヘラシギ、オオソリハシシギ、コオバシギ、ハマシギ、ミカドガン、コクガンにとって重要な繁殖地・中継地を特定し、保全する。	行動1.1（ロシア）：気候変動に関連する脅威への対処を含め、ヘラシギその他のAMBIの保護優先種を繁殖地において保全する取組みを向上させる
	行動1.2（ロシア）：AMBI保護優先種のロシア沿岸地域における重要繁殖地・中継地を特定する。可能な場合には、サハリンとカムチャツカ地域（ウスチュエ・ハイリュゾーヴォ、モロシエチナヤ河口、チェイク湾など）を優先的に、EAAFP渡り性水鳥重要生息地ネットワークへの参加を奨励・支援し、保全活動のフォローアップも行う
	行動1.3（米国）：AMBI保護優先種のアラスカにおける重要繁殖地・中継地に関する知見向上のための鳥類の調査・追跡を実施する
	行動1.4（米国）：過去に特定された重要繁殖地・中継地を保護する
	行動1.5（ロシア／米国）：シギ・チドリ類の分布調査、個体群規模及び動向のモニタリング、個体数変動調査の実施、保護優先種その他の渡り鳥の生息地管理に関する経験と方法論を共有する
目標2：EAAF及びCAFにおける重要な中継地・越冬地において、潮間帯とそれに繋がる地域にあるAMBI保護優先種の生息地を確保する	行動2.1（ロシア）：ロシア極東沿岸に位置するシギ・チドリ類の中継地の保護状況を確実に改善する
	行動2.2（米国）：アラスカの春季及び秋季の中継地におけるハマシギ、オオソリハシシギの個体数、分布、生息地利用について、さらに情報を収集する
	行動2.3（中国）：ヘラシギその他北極圏で繁殖するシギ・チドリ類のために、世界遺産への登録要件も検討しつつ、江蘇（ジャンスー）省沿岸の生態系、特に如東（ルドン）及び東台（ドンタイ）地域の保護を強化する
	行動2.4（中国）：コオバシギその他北極圏で繁殖するシギ・チドリ類のために、瀋南（ルアンナン）海岸、特に南堡（ナンプー）、唐山（タンシャン）の保護を強化する
	行動2.5（中国）：オオソリハシシギ、ハマシギ、オバシギ、その他北極圏で繁殖するシギ・チドリ類のために、鴨緑江（ヤールージャン）、遼寧（リャオニン）での保護を強化する
	行動2.6（中国）：北極圏で繁殖するシギ・チドリ類の中国南部（広東（グァンドン）省、広西（グァンシー）省、福建（フージェン）省）の主要な中継地及び越冬地に関する知見を増強し、これらの生息地の保全状況の向上を図る
	行動2.7（韓国）：AMBI保護優先種（ヘラシギ、オバシギ、ハマシギ等）の減少傾向を食い止め、知識の共有や国際協力プロジェクトにより、フライウェイ上の生息地保全状況改善の取組みを支援する
	行動2.8（韓国）：ヘラシギ、オバシギ、ハマシギ等北極圏で繁殖する渡り鳥等の保護のため、韓国にまだ残るシギ・チドリ類が利用する潮間帯について、保全の重要性を普及する
	行動2.9（韓国／中国）：中国及び韓国両政府に対して、世界遺産への登録基準達成を確実にするため、AMBI保護優先種にとって生態学的価値の高い地域の保護に向け、ヒガタアシへの対処措置を策定するよう奨励する
	行動2.10（韓国／中国）：中国及び韓国のAMBIフォーカルポイントに対して、将来の協力の指針となるCAFF事務局との協力決議を策定することを模索する
	行動2.11（シンガポール）：湿地及び渡り性水鳥の保護の推進のため、ASEAN加盟国がAMBI優先事項の主流化に取り組むプラットフォームとして、ASEANフライウェイネットワーク（ASEAN AFN）を活用することを奨励する。主要な湿地保全プログラムについて、ASEAN AFNとの協働の可能性を模索する
	行動2.12（日本）：渡り鳥に関する二国間協定等に基づいて、AMBI保護優先種の日本及びフライウェイにおける保全などこの作業計画で特定される優先行動を中心に、北極圏で繁殖しEAAFを利用する渡り鳥の保全に関する協力を推進するための対話をさらに進展させる
	行動2.13（インド）：環境森林気候変動省、ボンベイ自然史協会、その他インドの関連機関と協働して、AMBI保護優先種の状況や動向を評価し、保全措置を推進する
	行動2.14（すべての国）：CAFFの北極圏外来侵入種行動計画国際調整グループ等のパートナーと共に、ヒガタアシの管理に関する協働プロジェクトの試行の可能性を模索する
	行動2.15（シンガポール）：EAAF及びCAF上の重要な渡り性水鳥種の衛星追跡プログラムに協力する
	行動2.16（EAAFP）：北極圏で繁殖しEAAF及びCAFを利用する水鳥の国内及び国際的に重要な沿岸及び内陸の生息地に関する利用可能な目録の策定・改善・促進に向け、アフリカ・ユーラシア重要生息地ネットワークツール2.0をEAAFPへ拡張するよう、関係政府等のパートナーと協力する

目 標	行 動
<p>目標3：フライウェイ上の北極圏で繁殖する渡り鳥、特にヘラシギ、カリガネ、オオソリハシギその他保護優先種の密猟を阻止し、合法だが持続不可能な捕獲を規制する</p>	<p>行動3.1（ロシア）：ロシア極東における鳥類の密猟の撲滅に向け、狩猟圧の調査を開始し、国家的・地域的戦略行動計画の策定・実施を支援する</p>
	<p>行動3.2（米国）：アラスカを生息地とする AMBI 保護優先種、特にミカドガンとオオソリハシギについて、普及啓発プログラムを実施するとともに、これらの種に対して先住民による合法的で必要最低限な生活のための狩猟が及ぼす影響や規模を評価する</p>
	<p>行動3.3（中国）：中国における鳥類の密猟の撲滅に向けた戦略、行動計画及び実施活動の国家レベル、地域レベルにおける策定・実施を支援する</p>
	<p>行動3.4（インド）：環境・森林・気候変動省、インド政府、ボンベイ自然史協会その他インド省庁や研究機関と協働し、AMBIの取組みを促進するとともに、密猟の問題に対処する</p>
	<p>行動3.5（すべての国）：鳥類の密猟（違法な殺害／狩猟、捕獲）及び取引に関する EAAFP 並びに CMS の作業部会（Task Forces on Illegal Killing/Hunting, Taking and Trade of Birds）に関与し、北極圏で繁殖する渡り鳥への脅威に対処するための実施措置を策定する</p>
	<p>行動3.6（すべての国）：鳥類の違法な捕獲器具の使用の削減に取り組む</p>
	<p>行動3.7（すべての国）：CBD、ワシントン条約（CITES）、その他の関連組織における、野生動物の違法取引、ブッシュミートの取引及び野生動物犯罪に関するさまざまなフォーラムや協議と関連付けることで、北極渡り鳥の密猟及び取引の問題の重大さを強調する</p>
	<p>行動3.8（すべての国）：専門知識を共有してフライウェイ上の密猟に対処するためのテクニカルワークショップ開催を支援する</p>
	<p>行動3.9（すべての国）：ヘラシギの重要生息地において、中国の有益な経験にならって、毎月のかすみ網調査及び除去活動が実施されるよう支援する</p>
	<p>行動3.10（すべての国）：北極の先住民の公平な関与とパートナーシップのもとに、文化的伝統や伝統知識を考慮した上で、EAAF 及び CAF 上の鳥類の持続可能な狩猟、管理、密猟削減に関する研究プロジェクトを開始する</p>
	<p>行動3.11（米国及びロシア）：アラスカ渡り鳥共同管理協議会及び他の管理組織内で行われるロシア及びアラスカにおけるミカドガンの合法・違法な狩猟の評価に取り組み、ミカドガンの管理と長期的持続可能性のため、ベリンジア地域全体での一貫した法的枠組みを策定する</p>
	<p>行動3.12（ロシア、中国、インド）：衛星追跡や渡り鳥の移動に関する既存のデータを分析し、東アジア及び中央アジアのカリガネ個体群の保全を優先し、減少傾向を食い止める</p>
<p>目標4：EAAF 及び CAF において北極圏で繁殖する水鳥の個体数推計の数値や質の向上のため、パートナーと協働する</p>	<p>行動4.1（すべての国）：EAAFP、国際湿地保全連合（WI）等のパートナーと協働して、水鳥個体数推計とその動向に関する最新情報の照合作業を支援することで、AMBI 保護優先種の個体数推計を向上させる</p>
	<p>行動4.2（すべての国）：EAAFP 水鳥モニタリング作業部会、WI、バードライフ・インターナショナル、グローバル・フライウェイ・ネットワーク等のパートナーと協働して、EAAF 上、特に黄海及び東南アジアにおいて、北極圏で繁殖する渡り性水鳥のモニタリングを強化する</p>
<p>目標5：北極圏で繁殖する渡り鳥に対するその他の EAAF 及び CAF 上の脅威に対処し、国際協力を強化する</p>	<p>行動5.1（すべての国）：高所得国の開発援助基金の構造や機会を分析・評価して、保護優先種の重要生息地の保全を地域社会が支援できるよう能力強化し、密猟圧が存在する地域における対応策を開発する</p>
	<p>行動5.2（すべての国）：北極圏で繁殖する渡り鳥の生存率や繁殖能力を低下させる可能性のある要因として、汚染物質と病原体の両方またはいずれか一方が鳥たちへ及ぼす影響の評価に向けた取組みを開始するとともに、EAAF から北極圏にかけての、これらの生物学的変遷（bio-transition）の推定を行う</p>
	<p>行動5.3（すべての国）：本作業計画が特定するヘラシギの保全活動に取り組むにあたって、EAAFP ヘラシギ特別委員会と AMBI の間の協力を促進する</p>
	<p>行動5.4（すべての国）：北極評議会の資金供与メカニズムである「プロジェクト支援制度」の対象プロジェクトとして作成された AMBI の横断的分析草案が推奨するように、北極評議会のオブザーバー国も取り込んで、北極圏で繁殖する渡り鳥の回復力（レジリエンス）を EAAF 及び CAF 上で確保するため、介入のためのツール集を策定する</p>



撮影者：Chris Miller

The Arctic Migratory Birds Initiative Workplan 2019-2023

(<https://www.caff.is/strategies-series/467-the-arctic-migratory-birds-initiative-work-plan-2019-2025>) をもとに抄訳

日本語版発行：2021年3月

環境省自然環境局野生生物課

翻訳・編集協力：NPO法人ラムサール・ネットワーク日本